

議案第52号

## 静岡市地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会条例の一部改正について

静岡市地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会条例の一部を改正する条例  
静岡市地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会条例（平成26年静岡市条例第119号）  
の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第3項」を「。以下「法」という。）第11条第2項第6号及び第4項」  
に、「の組織」を「が処理すべき事項並びに委員会の組織」に改める。

第6条を第7条とし、第2条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条  
を加える。

（委員会が処理すべき事項）

第2条 委員会は、法に定めるもののほか、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を処理す  
る。

- （1）法第26条第1項の規定による中期計画の認可に関し意見を述べること。
- （2）法第28条第1項各号に定める業務の実績に関する評価（同条第4項に規定する評価を  
除く。）に関し意見を述べること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項に関すること。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。